

NPO-SOS 総合相談グループ基本規程

本規程は、平成 12 年 10 月 12 日に制定された（同 30 年 7 月 25 日付改訂版が最終版）「NPO-SOS 総合相談グループ内規」を全面的に改め、特定非営利活動法人 SOS 総合相談グループ（以下、「SOS」と略称する。）の『定款』に定めるもののほか、組織運営、相談事業等 SOS の活動に関する事項その他 SOS に関する基本事項を定めたものである。

第 1 章 組織運営

（組織）

第 1 条 理事会の決議により委員会及び部会を設置することができる。

- 2 各委員会の委員長及び各部の部会長は理事長が委嘱する。
- 3 各委員会の委員長及び各部の部会長は、それぞれの委員会及び部会の委員（副委員長を含む）及び部員（副部会長を含む）を委嘱する。
- 4 各委員会及び各部会の活動内容および開催日程等運営については、各委員長及び各部会長が決定することとし、適宜理事会においてその活動内容を報告するものとする。

（経営委員会）

第 2 条 SOS の効率的運営を図るため経営委員会を設置する。

- 2 経営委員会の構成員は、理事長及び副理事長とし、委員長及び議長は理事長が務める。
- 3 経営委員会には監事及び事務局長も出席し、意見を述べることができる。
また、議案により理事長が必要と認めた会員も適宜出席し、意見を述べることができる。
- 4 経営委員会は、SOS の理事会付議事項の立案、審議を行うほか、SOS の事業活動、人事その他運営に必要な全ての事項について審議、検討を行う。

（役職定年）

第 3 条 役員、正副委員長、正副部会長には満 80 歳を越えて新たに就任しない。

- 2 会員は、満 80 歳を越えても、委員会及び部会に所属できるものとする。

（特別顧問）

第 4 条 定款に定める役員のほか、SOS に特別顧問を置く。

- 2 特別顧問は、理事長が提案し、理事会の決議を経て選任する。

第 2 章 相談事業

（相談分野）

第 5 条 相談は、相談分野別に曜日を決めて、担当相談委員による当番制により実施する。

ただし、相談者の要望により、当番日担当相談委員以外の相談委員が実施する場合がある。

- 2 相談分野及び当該相談分野の相談曜日は理事会において別途定める。

(相談場所)

- 第6条 相談委員は、当番日には原則として SOS 内に設置する常設相談所にて相談を受けるものとする。
ただし、止むを得ない事情がある場合は、自宅・事務所での電話相談業務を行なうことができる。
- 2 前項の場合、実施した相談件数と拘束時間を勘案し、理事長が支給する手当等を定めるものとする。

(相談時間)

- 第7条 相談時間は午前 10 時から午後 4 時までとする。

(相談料)

- 第8条 相談者の相談料は、相談形態（面接・電話・FAX・Eメール）にかかわらず、『業務委託契約先』と『一般』の2つに分けて取り扱う。
- ①業務委託契約先所属の相談者の相談は、無料とし、原則として1時間以内とする。
- ②一般の相談は無料とする。ただし、30分を超えた場合は、相談料を5,000円申し受ける。なお、相談時間は、1時間以内とする。
- 2 相談委員が業務委託契約先所属の相談者の実務を担当する場合は、規定の通常料金の約20%引きで引き受けるようにする。ただし、一般相談者の場合は通常料金とする。
- 3 教育・余暇・心理・親業などのボランティア的要素の強い案件で、相談の域を越えた場合には、実務に該当するものとみなして、理事長と協議の上で相談者に妥当な額を請求出来るものとする。

(交通手当等)

- 第9条 相談委員が当番として担当した際の交通手当等は、拘束時間を勘案して理事会において別途定める。
- 2 前項に定める以外の特別（無料）相談会における相談の際の手当等は、実施した相談件数と拘束時間を勘案して理事長が別途定める。
- 3 理事会、各委員会及び各部会の出席者に対する交通手当等は、開催頻度や拘束時間等を勘案して理事会において別途定める。

第3章 研修会講師派遣

(研修会講師派遣)

- 第10条 相談委員が研修会の講師として派遣された場合の日当は、研修会の拘束時間等を勘案して理事会において別途定める。
- 2 前項の場合の旅費交通費は、「交通費・出張旅費に関する規程」に準じて支給される。

第4章 慶弔等

(会員の慶弔)

- 第11条 会員が入院（1回の支給から3年以上経過し、かつ7日以上入院）した時または死亡した時の見舞金及び香典は1万円とする。また、会員の配偶者が死亡した場合も、会員と同じ扱いとする。なお、死亡会員への供花等を必要とする場合は、理事長が決定する。
- 2 会員の慶事については、結婚、出産を原則とし、お祝金は1万円とする。
褒章その他叙勲については SOS の業務に関連した場合とし、お祝金の支給は理事長が決定する。

(退任慰労金等)

第12条 退任する役員に感謝状と退任慰労金を次のように支給する。

- (1) 理事長 30,000円
- (2) 副理事長 20,000円
- (3) 理事・監事 10,000円

2 前項の役員に拘らず、役員に準ずるものと認められた者には、別途理事会において支給を決定する。

第5章 休業日

(休業日)

第13条 夏期休業日及び年末年始の休業日については、次の通りとする。

- (1) 夏季休業日は原則として、8月13日～15日を含む前後5日間とし、毎年理事長が指定する。
- (2) 年末年始の休業日は原則として、12月29日～1月5日とし、毎年理事長が指定する。

第6章 個人情報の取扱い

(個人情報の保護)

第14条 会員は、「個人情報保護規程」に則り、個人情報の取扱いに細心の注意を払うものとする。

- 2 会員は、SOSのIT機器等に保存されている情報及びデータを個人的使用と雖も持ち出すことを禁じる。又与えられたパスワードの変更等、その扱いには同様に厳格にし、万一セキュリティに反する行為があった場合には始末書の提出等、相応の処分を受けるものとする。

(施行年月日)

付則第1条 この規則は、令和2年10月1日より施行する。

- 2 改訂履歴
 - (1) なし。